

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時
平成25年4月16日（火曜日）
午前10時3分開会、午前11時7分散会
（うち休憩 午前10時40分～午前10時49分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、
及川幸子委員、佐々木順一委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、
金田建設技術振興課総括課長、桐野建設技術振興課技術企画指導課長、
加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、
志田河川課河川開発課長、加藤砂防災課総括課長、横山都市計画課総括課長、
田村都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 請願陳情の審査
受理番号第57号 主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道と
することについての請願
(2) 継続調査(県土整備部関係)
災害公営住宅の業者選定について
- 9 議事の内容

○**嵯峨耆朗委員長** おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記。

それぞれよろしく願いいたします。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、県土整備部の人事紹介を行います。新任の佐藤悟県土整備部長を御紹介いたします。

○**佐藤県土整備部長** おはようございます。佐藤悟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**嵯峨耆朗委員長** 佐藤県土整備部長から、県土整備部の新任の方々を御紹介願います。

○**佐藤県土整備部長** それでは、県土整備部の新任職員を御紹介いたします。

蓮見有敏道路都市担当技監でございます。

及川隆河川港湾担当技監でございます。

佐藤隆浩県土整備企画室企画課長でございます。

金田学建設技術振興課総括課長でございます。

桐野敬建設技術振興課技術企画指導課長でございます。

加藤裕道路建設課総括課長でございます。

八重樫弘明河川課総括課長でございます。

加藤郁郎砂防災害課総括課長でございます。

横山俊夫都市計画課総括課長でございます。

田村荘弥都市計画課まちづくり課長でございます。

伊藤勇喜建築住宅課営繕課長でございます。

藤本栄二港湾課総括課長でございます。

井上馨岩手県収用委員会事務局長でございます。

以上、県土整備部新任職員14名、どうぞよろしく願いいたします。

○**嵯峨耆朗委員長** 次に、企業局の人事紹介を行います。新任の佐々木幸弘企業局長を御紹介いたします。

○**佐々木企業局長** 佐々木幸弘でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**嵯峨耆朗委員長** 佐々木企業局長から企業局の新任の方々を御紹介願います。

○**佐々木企業局長** それでは、御紹介させていただきます。

畠山智禎次長兼経営総務室長でございます。

丹野幸矢技師長でございます。

細川普基経営総務室経営企画課長でございます。

中屋敷暢業務課総括課長でございます。

以上、新任の職員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**嵯峨耆朗委員長** よろしく願います。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第57号主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願を議題といたします。

なお、本請願については、さきの当委員会において、紹介議員を通じて委員会の様子を請願者に伝えることとしていたところですが、請願者から撤回をしたい旨の意向が示されたとのことでありますので、継続審査としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。なお、今後の本請願の取り扱いについては、請願者から6月定例会までに撤回の申し出がある予定であり、6月定例会初日において、撤回の申し出を諮る予定でございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨竜朗委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

次に、災害公営住宅の業者選定について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○**澤村建築住宅課総括課長** 災害公営住宅の業者選定につきまして御説明いたします。災害公営住宅の設計施工一括選定方式及び敷地提案型買取方式によりまして事業を進め、整備事業者を選定しましたので、お手元に配付している、上に災害公営住宅の業者選定についてと書いてある資料により御説明いたします。

去る1月24日に開催されました東日本大震災津波復興特別委員会において、災害公営住宅の設計施工一括選定方式及び敷地提案型買取方式による整備手法導入について御説明いたしましたところでございます。今般その方式の最初の取り組みとして、大船渡市及び宮古市においてそれぞれ実施し、施工者等を選定しましたので御報告いたします。

1ページをごらんください。最初に、設計施工一括選定方式の状況について御説明いたします。1の内容ですが、整備期間を短縮するため、設計者と施工者の選定手続を一度にまとめて実施するものでございます。

2の選定及び発注の手順等でございますが、まず県が用地を取得している団地で事業を実施します。次に、プロポーザル方式で事業を行うグループ等を募集し、選定いたします。なお、主な応募要件につきましては、右側の大きな囲みに記載のとおり、県内に本店等があることや、一定の実績を有することなどとしております。事業者の選定後は、設計業務と建設工事について、それぞれ随意契約を結ぶこととなりますので、まず契約を結ぶことについて基本協定を締結いたします。設計が終了し、工事の請負契約を締結する際に、請負額が5億円以上になる場合は、契約について議会の審議をいただくこととなります。た

だし、請負業者の選定から契約まで数カ月経過いたしますので、基本協定締結時点で選定結果を報告したいと考えております。

なお、今回は初めての案件でありますことから、時間をいただいてこの場で報告させていただいておりますが、今後は、選定経緯や選定結果を取りまとめた報告資料を各委員に送付することで、御報告とさせていただきたいと考えております。

次に、3、大船渡市綾里地区における事業者選定でございます。募集概要は、敷地が大船渡市三陸町綾里で、施設概要は共同住宅30戸です。1月の東日本大震災津波復興特別委員会においては27戸の計画で御説明いたしましたが、その後大船渡市から30戸にしてほしい旨の要望があり、30戸で募集したものでございます。予算の上限額として5億3,000万円を設定し、事業者特定においては提案額の低い者をより高く評価しております。なお、最終的には、事業者の提案額と県が積算した金額のいずれか低い額で契約することとしております。

2ページをお開き願います。募集した敷地の位置ですが、大船渡市三陸町綾里で、綾里小学校の北、約250メートルに位置し、敷地面積は約4,450平方メートルでございます。

実施経過ですが、平成25年1月29日から設計・施工者選定プロポーザル募集の公告を開始し、その後4社から参加表明がありましたが、技術提案書を提出したのは3社でした。受け付け後、定量的な審査を経て、3月12日に選定委員会を開催して、特定者及び次点を決定し、学識経験者の意見を聞いた後、3月25日に特定結果を公表、また4月12日に特定者と基本協定を締結しております。

3ページをお開き願います。評価の状況ですが、評価項目と各参加者の評価点も表に示しております。表の一番上の大きな数値は見積価格で、単位は円でございます。評価点は、予算上限額の80%以下の額では満点の30点とし、金額が高くなるほど点数が下がり、予算上限額で零点となるように設定しております。見積価格を含め、定量的な採点でも、定性的な採点でも、参加者Cが最高点となっております。このことから、特定者として、参加者Cの設計者が株式会社木村設計A・T、施工者が株式会社中央コーポレーション、新高電気株式会社及び三和設備工業株式会社のコンソーシアムとしました。

4ページをお開き願います。次に、敷地提案型買取方式の選定状況について説明いたします。内容ですが、事業者が災害公営住宅の敷地と基本計画を提案し、県が選定後、選定業者が設計、施工をあわせて行います。県は、提案された用地を購入するとともに、災害公営住宅の工事が完成した後に住宅を買い取るものでございます。この方式の場合は、ほぼ全てのケースで7,000万円以上の財産取得に該当するため、全ての案件について財産取得の審議をいただくことになります。災害公営住宅が完成してからの審議では、被災者が入居する時期が遅くなる可能性が高く、基本協定を締結した段階で審議をいただきたいと考えております。今回の案件については、6月定例会に議案を提出することで考えております。

敷地の募集区域は、宮古市の中心地区、佐原地区及び河南、磯鶏ほか地区で、それぞれ

150戸、50戸、60戸の合計260戸の提案を募集いたしました。住宅買い取り価格の上限額を国の補助限度額とし、事業者選定においては提案額の低い者をより高く評価することとしております。なお、設計施工一括選定方式と同様に、事業者の提案額と県が積算した金額のいずれか低い額で売買契約することとしております。また、土地価格については、県が実施する不動産鑑定評価の鑑定評価額とすることを募集要項に明示し、公募を行っております。

5ページをお開き願います。実施経過ですが、平成25年1月28日から募集要項等を公表開始しました。その後2月6日から約3週間、事前相談を実施し、5社から7件について相談がありました。3月13日までの受け付け期間中、3グループ、3件の提案について受け付けしております。3月26日に審査委員会を開催し、学識経験者の意見を聞いて、3月29日に選定事業者を決定、公表しております。募集地区及び提案位置につきましては、図に示すとおりでございます。

6ページは、評価の状況でございます。それぞれの地区で1グループのみの提案であったため、3社とも第1順位となり、失格となる評価項目等もないことから、提案全てを選定しております。

7ページ、8ページは選定結果として、各提案の概要を示しております。今回の募集では、佐原地区以外で募集戸数に満たない状況となったことから、今回の実施状況を踏まえ、必要な検討を加え、再度募集をしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○**嵯峨耆朗委員長** ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**及川幸子委員** さまざま予算がついて、このように大きい工事、小さい工事を含めて工事が始まるわけですけれども、沿岸地域の方々の声ですが、業者なのか何なのかわからない人たちが随分沿岸地域を歩いていると聞いております。そこで、こういう工事を請け負った場合には、県は、工事をやるまで、途中どのくらい、どういうふうにチェックをなされるのか。業者が選定されて、どういう方々が工事に着手していくのかを見きわめる部分について、どの程度やられていますか。

○**澤村建築住宅課総括課長** 今回の方式の場合には、設計者と施工者等を一遍に決めて事業に着手していただくわけですが、設計施工一括選定方式につきましては、契約はそれぞれ通常の契約と同様の契約を結びますので、工事請負契約の際には、元請と、それから下請を使う場合は下請調書を出していただくということで把握できるかと思っております。

敷地提案型買取方式につきましては、買い取り契約という形になりますので、下請調書を提出させるかという細部についてはまだ決めていないところでございます。基本的には、できるだけこういった会社が入るのかを把握してまいりたいと考えております。

○**及川幸子委員** 本当に把握していただかなければ、下請が入った場合、全然目が届かないと思うのです。大手に引き受けてもらって、できるまで目配りしないと。大変お忙しいとは思いますが、下請がどのような仕事をなさっているか、やはり途中経過も見る必要があるのではないかと思います。もう一度お願いします。

○澤村建築住宅課総括課長 本事業につきましては、国庫補助事業でございますので、当然会計検査も受けるということになりますので、適正な工事がされているかどうかにつきましては、折々チェックするような形で進めたいと思っております。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 確認ですが、例えば宮古市の土地は、現況が山林とか宅地とかいろいろあって、単位面積当たりの単価が全然違ってはいますが、山林の場合は造成後の価格なのか、山林の価格なのか。

○澤村建築住宅課総括課長 造成後の形で評価して、購入するというので考えております。

○嵯峨耆朗委員長 土地の、それぞれ単位面積当たりの単価に随分差がありますが、これは利便性の問題で差がついているのですか。

○澤村建築住宅課総括課長 基本的には、周辺の評価額から余りかけ離れないような数値で提案していただくよう募集の際にお願いしておりますので、周辺の価格等と比較して、そんなに離れたものではないと考えております。

○高橋孝眞委員 同じような内容ですけれども、不動産鑑定評価については、どういう評価方式をとっているか教えていただきたい。例えば類似なのか、収益還元なのか、評価方法には二通りあるわけです。この取引実例が少ないにもかかわらず、近隣、類似での評価というのはかなり難しいのではないかと思うわけですが、その点はどのような評価方法とされていますか。

○勝又住宅課長 不動産鑑定評価の方法については、鑑定評価基準にのっとって、大きく言うと三つの方法があると認識しています。近傍の取引価格との比較の方法、そこを有効活用した場合の将来的なキャッシュフローから逆算する方法、あとはその土地の公示地価等々から逆算して出す方法があり、そこは不動産鑑定士の考え方によってやるのですけれども、一般論としてお答えしますと、公示地価から逆算しつつ、近傍での取引があれば、それで必要な補正をして出すという方法をとることが一般的となっています。

○高橋孝眞委員 方式についてはいっぱいあるというのはそのとおりですけれども、現状では高い評価になっているのではないかという気がしておったのですが、そういう部分はないのでしょうか。実際取引例が少ないわけですが、少ない部分で、ちょっとでも高い部分が1カ所あると、それにみんな倣ってしまうという、そんな感じがして、実際前に不動産鑑定評価——今評価されていますけれども、その部分を見た際、そういう感じがしたのですが、今回の分でもそういうことはないのでしょうか。

特に今回敷地提案型で、自分の土地を出すというか、提供するということですので、実際上はこの不動産鑑定評価というのは非常に大事な部分だと思うのです。1カ所だけとっていいのかどうかという気もするわけですが、その点はどうなのでしょう。

○勝又住宅課長 その点については、不動産鑑定士の専門的な判断が加わるので何とも言

えないのですけれども、逆に今沿岸のほうだと取引事例がふえてきていますので、それに
応じて不動産鑑定をするということになると、当然、今右肩上がりの取引事例が出てきて
おりますので、高くなるということです。ただそれがあくまでも時価である、鑑定結果で
ある、適正価格であるという認識で、この鑑定結果に基づいて土地を買うということにな
っております。

○清水恭一委員 土地は、それぞれ路線によってとか、立地場所によって違うような気が
しますが、こういう建物は、基本的に同じ平米数なのでしょうか。建物価格もちょっとよ
くわからないのですが、例えば2番は1戸当たり1,998万6千円、3番が1,579万2千円と、
2割も違うわけです。仕様が違うのか、面積が違うのか。約400万円も差があるけれども、
同じような施設であるのか、ないのか。

○澤村建築住宅課総括課長 金額に影響する一番大きい要因は、構造の違いという考え方
です。佐原地区の50戸は、鉄筋コンクリート造で、耐用年数も長くて金額も高いという形
です。3番は軽量鉄骨造であり、構造の違いが一番大きい。

○清水恭一委員 その構造の違いの理由は、仕様が立派なのか。どこも同じようなグレー
ドの住宅かと思っていたので、仕様が違うというのがよくわからない。もう少し説明願
いたい。

○澤村建築住宅課総括課長 仕様につきましては、基本的にはこちらで、こういった性能
以上のものを提案してくださいということでお願いしております。それで、構造が違うと
いう一番大きなもの、例えば50戸のほうですと鉄筋コンクリート造で5階建て——階数を
高くして、希望の敷地にいっぱい数をおさめたいということであれば構造自体の値段が大
きくなりますし、2階建てとか3階建て程度で、軽量鉄骨——市販のプレハブメーカーが
大量生産しているような構造でも可能だということであれば、金額は低く抑えられるかも
しれないと認識しております。

○嵯峨耆朗委員長 関連の確認ですけれども、今の説明ですと、例えば2番のところなど
は土地の敷地面積が1万平方メートルもあるわけです。それだけ土地があるのに5階建て
を建てる必要があるのかどうか。これが例えば1番とかだったら、狭いので、こういうと
ころにそういう立派な建物を建てれば、まちの真ん中で場所もいいわけですし、有効利用
できますよね。例えばここを5階建てにすれば、そんなに要らないのかもしれないけれど
も20戸以上入る。こんなに面積が広いところに5階建てを建てるというのは、今の説明と
はちょっと違うような気がします。

○澤村建築住宅課総括課長 基本的に駐車場は、各戸1台以上は整備してくれというのが
多くの自治体の要望でございます。駐車場とか集会所等を設けますと、それなりの広さが
必要になってまいりますので、土地を有効利用といいますか、階数を高くして、用地を
広くとって、そこに駐車場を整備するという一方で、一定程度余裕のある敷地の計画になる
ということと考えております。

○嵯峨耆朗委員長 それはわかるのですけれども、例えば宮古市の2番のところ、これは

約1万平方メートルで、1番は約1,670平方メートルとなっています。戸数は20戸と50戸で2.5倍ですが、面積の比率からして、今の説明だと別にこんなに広くなくてもいいですよ。こんなに金をかけないで、平場でやってもいい面積ではないですか。何でこういうふうにしたのか。今の説明だとちょっと矛盾していると思います。狭いところに高い建物を建てて、駐車場スペースをとるならわかりますが、これだけ広いところに高い建物を建てて、駐車場スペースが必要だということであれば、2番のほうは、2.5倍ではなくて何倍もあります。説明としては不自然な気がします。

○**澤村建築住宅課総括課長** 駐車場とか集会所の土地も必要だということもございます。あとは、基本的には提案者の計画でどうかという判断をしているのですが、一つは佐原地区の募集戸数が50戸だという上限がございまして、それである程度の余裕があるけれども、50戸で抑えたという面があるかと思えます。

○**嵯峨耆朗委員長** 最初から50戸分として、こんなに面積を買わなくてもよかったのではないかと思います。1万平方メートルも買っているのは、不必要な面積の分もあるということか、そうではない何かがあるのか、教えていただきたい。

○**澤村建築住宅課総括課長** 当該団地の場合は、ある程度敷地に余裕があるというような計画も見受けられます。そういった、敷地を探していただいたところでは、ぎりぎり詰めて、この分は要らないよというような決定の仕方というのは、なかなか厳しいと考えております。かなり非常識に広いというような状況であれば、半分にしてくださいというようなことはあり得るかと思うのですが、今回は郊外型であること、住環境も考えて駐車場も多く整備する、公園も整備するというような計画でございますので、特に無駄とまでは言えないものと考えております。

○**嵯峨耆朗委員長** 今回は、郊外の1万平方メートルの土地に50戸建てて、まちの中心部の1,670平方メートルのところに20戸建てます。今の説明を聞いても、面積の割合からすると、規模が変ではないですか。1台分として、すごい広い駐車場をつくるのでもないでしょうから、単純にいらぬ土地を買っているのではないかと思います。無駄ではないというのであれば、それでいいのですが、不動産鑑定評価をすると思うので、どういふ結果になるか、今後見なければだめだと思いますが、非常に疑問があります。要らない土地までやたら広く買い過ぎている。これは国費の無駄ではないかと思えます。

○**高橋孝眞委員** 不動産鑑定評価ですが、もしよければ、鑑定評価書を見せてもらえれば助かります。どういう評価をされているのか、そして、そういう流れの中で単価が出てきて、全体としてこの分しか使いようがないということであれば、それはやむを得ないでしょうけれども。

○**澤村建築住宅課総括課長** 不動産鑑定評価につきましては、今後基本協定を結んで造成した後に、県が不動産鑑定評価を発注するという段取りになっておりますので、その後の資料提供になるかと思えます。

○**高橋孝眞委員** そうすると、現在は不動産鑑定評価をした単価ではありませんというこ

とですか。

○澤村建築住宅課総括課長 現在記載している金額につきましては、提案者のほうで、この額でお譲りしますという金額でございます。今後県が不動産鑑定評価をして、どちらか安いほうで購入するという段取りにしてございます。

○高橋孝眞委員 そうすると、さっき委員長が言いましたけれども、土地全体での有効利用ということにはつながらないということになりますか。もしそうであれば、先ほど言いましたように、小さい面積で購入をすると、50戸分の駐車場を含めた分で購入するということではよろしいのではないですか。無駄な場所を買う必要がないということですよ。

〔柳村岩見委員「この制度によるメリットとデメリットがあるのだから、ちゃんと答えたほうがいい」と呼ぶ〕

○澤村建築住宅課総括課長 制度としては、敷地を提案していただいて、こちらの要望する20戸以上、あるいはその地域での募集戸数以内ということで募集をしております。募集時点で、戸当たり何平方メートル以内といった規定は特に設けてございませんでしたので、明らかに無駄という状況でなければ、受け入れざるを得ないものと思っております。

○嵯峨耆朗委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○嵯峨耆朗委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小野共委員 宮古市中心地区の20戸は、ちょっと計算したのですけれども、戸建て1戸当たりの敷地面積が83平方メートルぐらい、佐原地区が50戸で、1戸当たりの敷地面積が200平方メートルぐらいです。これは、かなり差があるように見えるのですけれども、今県内の市営なり県営アパートの敷地を見ると、駐車場1台分がついて、それぞれの住宅ごとの差はそんなにないような気がするのですが、敷地提案型買取方式が出てきて、1戸当たりの敷地面積が違ってくると、不公平感みたいなものが出てくるだろうという気がしています。例えば何でうちのほうは駐車場がなくて、あっちは駐車場が2台分確保できるのだという話になったときに、それぞれの自治体のまちづくりとは違ったコミュニティーが形成されていったりするとか。それはそれでいいのかもしれないのですが、1戸当たりの敷地面積というのは、県営アパートなのですから、ある程度の基準というものはあるべきなのではないかという気がするのですけれども、その辺はどうなのですか。

○澤村建築住宅課総括課長 確かに1戸当たりの敷地面積が余りにもかけ離れているということであれば、不公平感が生じる可能性がございますけれども、中心市街地と郊外地域の差とか、今回、説明が悪くて大変申しわけなかったのですけれども、佐原地区についてはかなりの面積がのり面の状況であるということもございまして、購入予定の土地全体の面積から計算するとそういった大きな差が出ますけれども、実際の計画の平地でカウントすると、もっと差が縮まるものと考えてございます。

○嵯峨耆朗委員長 山の部分も同じような価格で計算しているということですか。山とい

うか、平地だけではなくて、使えない土地も同じような1平方メートルあたりの単価で計算した結果がこうだということですか。

○及川幸子委員 やっぱりこの際、この3例がありますから、平面図だけではなくて、どういう土地を利用して、どういう建物が建つのか、その現況をお知らせいただければいいと思います。部長、いかがですか。

○佐藤県土整備部長 敷地提案型買取方式という初めての制度を、我々は始めたところでございます。今お話がありましたようなことについては、一定の目安というものは持ちながらやっているところでございますが、これ以上はだめですよという基準として定めてやっていくかどうかということについては、検討させていただきたいと思います。

今及川委員からお話がありましたように、そもそもどういう土地利用計画になっているのか、必要以上に——でき上がったら半分ぐらいが実は何も使わないで、空土地だったというようなことがないように、今後こういう形で説明させていただくときには、一定の計画が示せるのであればお示ししながら、無駄な感じが無い、ということについても御理解いただくように取り組んでまいりたいと思います。

ただ、先ほども申しましたように、我々スピード感を持ってやっていますので、余り過度に制限してしまうと、提案される敷地がうんと狭くなってしまうということもありますので、その辺を見ながら対応させていただきたいと思います。

○小野寺好委員 今この佐原地区の用地の平面図というのは出せないのですか。今回はどのくらいののり面なのか。

○澤村建築住宅課総括課長 提案者から図面はいただいておりますが、公表すべきものではないと思ひまして、今回の委員会の資料にはおつけしておりませんが、審査のために必要ということであれば、各委員にはお示しできるものと思います。

○嵯峨耆朗委員長 きょうのは説明で、議案にかかるのは6月定例会だと思いますが、最初が肝心ですから、出せるような資料があればやはりきっちりと出していただきたい。本来であれば、我々県土整備委員会としても、どんなところにあるのか現況を見て調査してやるべきではないかという気も今しました。先ほど小野寺好委員から出た話も含めて、可能な限りわかる必要があると思うので、そういった意味で出せる資料は出していただいて審査をすればいいと思います。

実際には6月定例会に正式になると思いますが、あとは現況調査等については、県内調査もあるので、その中でやれるものがあつたらやったほういいかなという気がいたしました。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかになければ、これをもって災害公営住宅の業者選定についての調査を終了いたします。

この際、執行部から平成25年4月6日から7日にかけての爆弾低気圧による高田地区海岸の被害状況について外1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫河川課総括課長 お手元に1枚物の資料を配付してございます。平成25年4月6日から7日にかけての爆弾低気圧による高田地区海岸の被害状況についてでございます。平成25年4月6日から7日にかけて、爆弾低気圧によりまして高田地区海岸防潮堤工事及び仮防潮堤——これは捨て石による仮防潮堤でございますが、その一部が被害を受けましたので、報告するものでございます。

被害状況でございますが、大きく分けて二つございます。仮防潮堤については、起点側で約15メートルの流失がございました。その他数カ所で洗掘の被害を受けてございます。この仮防潮堤は、波浪時の国道45号等、陸側への浸水防止対策のために、平成24年3月に設置したものでございまして、工事は終了したものでございます。

もう一つは、防潮堤の工事でございますが、これは第1線堤と呼んでございますが、こちらの工事用道路、約100メートルが、波浪により流失したものでございます。その他数カ所で洗掘を受けてございます。当該工事は1期工事であり、平成24年8月から平成25年10月までの工期の工事でございます。

この箇所につきましては、下に平面図がございまして、ぎざぎざの範囲で示してございますが、上のほうが仮防潮堤に当たる被害箇所、下のほうがただいま行っている防潮堤に係る被害箇所でございます。今後の対応につきましては、仮防潮堤、防潮堤工事、それぞれ早急に復旧するというようにしてございます。以上でございます。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。

もう一つ、発言を求められておりますので、続けてから質疑等を行いたいと思います。それでは、岩手県重要港湾利用促進戦略の策定について説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 岩手県重要港湾利用促進戦略について御説明申し上げます。お手元の岩手県重要港湾利用促進戦略の策定について、をごらんいただきたいと思います。この概要版の次に戦略の本文がついてございますけれども、この概要版で説明をさせていただきます。

まず、策定の目的ですけれども、港湾の利用促進については、平成14年に策定した岩手県港湾ビジョンに基づいて取り組んできたところですが、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により大きな被害を受け、港湾機能が著しく低下しました。一方、今回の大震災津波を契機として、復興道路の整備など、港湾を取り巻く物流面での環境の大きな変化が見込まれてございます。このような状況から、今後の本県港湾のとりべき戦略について、港湾関係機関や港湾利用企業をメンバーとする岩手県重要港湾利用促進戦略会議とワーキンググループを設置し、検討を進めてまいりました。

また、岩手県港湾ビジョンが目指す物流拠点形成を実現するための取り組みの方向性や取り組み方針、方策などを岩手県重要港湾利用促進戦略として定め、関係者が一体となって本県港湾の震災からの復興と、さらなる飛躍に向けて取り組むことを目的としたものでございます。

次に、戦略会議の構成員ですけれども、国の機関として東北地方整備局釜石港湾事務所、

県からは県土整備部港湾課、商工労働観光部企業立地推進課、関係市として重要港湾所在市の久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市、さらに県内の4港湾の港運事業者となっております。

次に、利用促進戦略の検討経緯ですけれども、平成24年7月にワーキンググループを設置、検討を開始し、平成24年10月からは、ワーキンググループの検討内容を港湾利用促進戦略案として取りまとめ、最終的に先月――平成25年3月に、戦略会議を開催して岩手県重要港湾利用促進戦略を決定したものです。

次に、この戦略の要旨ですけれども、大きくは二つありまして、一つ目は各重要港湾における基本的役割の再構築です。まず、コンテナ貨物につきましては、これまで釜石港、大船渡港、宮古港の3港で取り扱っておりましたが、今後釜石港と大船渡港の2港に集約し、貨物の集荷拡大を目指します。一方、宮古港については、新たにカーフェリー航路誘致を検討してまいります。また、工業用地については、久慈港、宮古港、大船渡港において、企業誘致に対応した工業用地の造成や再整備に取り組めます。

二つ目は主要戦略です。まず、「いわての港」機能向上戦略として、震災により大きく損なわれた港湾機能の早期回復を図るとともに、取り扱い貨物の見通しを踏まえながら、新たな港湾施設、設備の整備や、企業ニーズを踏まえた工業用地整備を進めてまいります。主な取り組みとしましては、湾口防波堤、港湾施設等の復旧、整備、釜石港モータープールの整備、大船渡港国際コンテナターミナルへの上屋等の整備、宮古港工業用地への防潮堤新設による再整備などを予定しております。

次に、「いわての港」物流活性化戦略として、復興道路等の整備による港湾と内陸間のアクセス向上や集荷体制の強化など、ハード、ソフト面における港湾利用者の視点に立った物流機能活性化に向けた取り組みを展開することとしております。主な取り組みとしては、復興道路等の整備促進、物流動向調査の実施、集荷体制強化や新たな補助、減免制度の検討、完成自動車や外貿コンテナ航路再開への働きかけ、港湾セミナーの開催、カーフェリー航路誘致研究会の設立などを予定しております。詳しくは、添付の岩手県重要港湾利用促進戦略に記載しておりますので、御一読いただければ幸いです。

最後に、今後の予定ですけれども、今回策定しました利用促進戦略は、次期岩手県港湾ビジョン策定までのつなぎと考えておりまして、今年度東北地方整備局において、東北港湾ビジョンを改訂する予定となっておりますので、その新しい東北港湾ビジョンを踏まえて、平成26年度から平成27年度に、岩手県港湾ビジョンとそのアクションプランを改訂する予定としております。また新しいビジョンができましたら、その実現に向けて平成27年度以降、各港湾の港湾計画改訂を予定しております。以上で説明を終わります。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの報告に対する質疑も含めまして、この際、何かございませんでしょうか。

○**小野寺好委員** 高田地区海岸のほうですけれども、たまたま4月7日、日曜日の午後2時にこの国道45号を走ったのですが、書いてある古川沼と国道45号とが同じ高さでした。

この後外側に二重につくるわけですが、外側が完成すれば水位が下がるのか、あるいは国道45号をもっとかさ上げするのか。今の段階では非常に危険だという状況でしたが、今後どうなるか教えていただきたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 高田地区海岸の将来形でございますが、先ほどの資料で、第1線堤という海側の堤防の矢印がございますけれども、こちらに標高12.5メートルの堤防が築造され、波はそれで防ぐことになっております。水面の高さは変わっていないのですが、地盤が沈下しておりまして、海底の高さが低くなっている、水深が深くなっている、そういう状況でございます。国道45号線も沈下によって高さが水面に近くなっているという状況でございます。ただ、これから防潮堤の工事が終わりますと、外海と陸域はかなり高い堤防で仕切られますので、波浪とかある程度の津波はそれで防御するということになります。それから、国道45号のかさ上げ等につきましては、今区画整理等と一体となった計画がなされておりますので、そちらの計画は、また市のほうから公開になると思います。そういった状況でございます。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月30日から31日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加をよろしくお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。